

青森明の星短期大学学則

1963年4月1日施行
2025年4月1日改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法と学校教育法に則り、カトリック精神に基づき、広く豊かな教育を授け、深い専門の学術を探求せしめ、正しい道徳観と高い知性を有する人材を育成することを目的とする。
2 本学の設置する学科又は専攻における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的については別に定める。

(名称及び所在地)

第1条の2 本学は、青森明の星短期大学と称し、所在地は、青森県青森市浪打2丁目6番地32号とする。

(自己評価等)

第1条の3 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。
2 前項に必要な事項は別に定める。
3 本学は第1項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うように努める。

(情報の積極的な提供)

第1条の4 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第2条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学科		入学定員	収容定員
子ども福祉未来学科	保育専攻	60人	120人
	コミュニティ福祉専攻	40人	80人

(修業年限及び在学年限)

第3条 本学の修業年限は2年とする
2 学生は4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期 等)

第5条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 1年間の授業期間は定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする

3 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(休 業 日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

土曜日

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

明の星学園創立記念日 11月1日

春季休業日 4月1日及び3月14日から3月31日まで

夏季休業日 8月4日から9月10日まで

冬季休業日 12月22日から1月7日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第7条 入学の時期は学年の始め又は学期の始めとする。

(入 学 資 格)

第8条 本学に入学することができる者は、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験（平成17年文部科学省令第1号）に合格した者

(7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第9条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

3 金額については別表第4のとおりとする。

(入学者の選考)

第10条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第11条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、身元保証書その他本学

所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学・再入学・転入学)

第12条 本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規程により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(退学・転学)

第13条 退学又は他の学校に転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第14条 疾病その他やむを得ない事情により3ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第15条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は第3条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第16条 休学期間にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第17条 次の各号の1に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第3条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第15条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 学生納付金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第18条 授業科目を分けて、共通基礎科目及び専門科目とする。

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生（短期大学設置基準〔昭和50年文部省令第21号〕第36条第1項にいう外国人留学生をいう。以下同じ。）に対して日本語科目及び日本事情に関する科目を開設する。

3 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けたもの（以下、帰国子女という。）の教育について本学が必要と認める場合には、前項に規定する授業科目を開設する。

4 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

第19条 前条に定めるもののほか免許・資格等に関する科目を置く。

2 前項の授業科目の種類、単位数等については別表第2に示すほか、必要な事項は別に定める。

(自由選択科目)

第20条 前2条に定めるものほか、本学の在学生で、当該他の所属学科、学年、専攻科専攻で開設されている授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育上支障がない限りにおいて、その履修を許可する。

- 2 前項の履修を許可する授業科目は、自由選択科目として各学科によって指定されたものに限るものとする。
- 3 前2項に係わる履修単位は、卒業要件単位数に含めることができないものとする。
- 4 自由選択科目に関して必要な事項は別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第20条の2 本学は本学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(成績評価基準等の明示等)

第20条の3 本学の授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画は、学生に対して、あらかじめ別に明示する。

- 2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ別に明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(単位の計算方法)

第21条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験、実習及び実技については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については45時間の授業をもって1単位とする。
 - (4) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。
 - (5) 芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究に該当する授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(単位の授与)

第22条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、適切な方法により、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

- 2 前項の適切な方法に関して必要な事項は別に定める。
- 3 年間、50単位を超えて履修することはできない。ただし、実習・演習科目を除く。

(成績の評価)

第23条 試験等による成績の評価はA+、A、B、C、Dをもって表わし、C以上を合格とする。

(外国の短期大学等における授業科目の履修等)

第24条 本学が、教育上有益と認めるときは、外国の短期大学又は大学との協議により、学生に休学することなく当該外国の短期大学等に留学することを認めることができる。

- 2 前項に必要な事項は別に定める。

(他の短期大学等における授業科目の履修等)

第25条 本学が、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は前条の場合について準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第26条 本学が、教育上有益と認めるときは、学生が行う他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は前条第1項により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第27条 本学が、教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生等として修得した単位を含む)を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、本学に入学する前に外国の短期大学又は大学で修得した単位の場合において準用する。

3 学生が本学に入学する前に前条に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

4 前3項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、第25条第1項、第26条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。この場合において、第25条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは45単位を超えないものとする。

(長期履修学生)

第28条 職業を有している等の事情により、第3条に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に授業科目を履修する旨を申し出たときは、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生について必要な事項は別に定める。

(外国人留学生等に関する履修方法の特例)

第29条 外国人留学生が第18条第2項に規定する授業科目の単位を修得したときは、これらの単位をもって教養科目的単位に代えることができる。

2 前項の規定は、帰国子女が第18条第3項に規定する授業科目の単位を修得したときに準用する。

3 前2項の規定の実施に関して必要な事項については別に定める。

第6章 卒業及び称号等

(卒業の要件)

第30条 卒業の要件は、本学に2年以上在学し、別表第1に定める科目を下表のとおり修得しなければならない。

学科		共通基礎科目	専門科目	合計
子ども福祉未来学科	保育専攻	14単位	48単位	62単位
	コミュニティ福祉専攻	14単位	48単位	62単位

2 他専攻で開設している専門科目のうち18単位まで、及び共通基礎科目のうち卒業要件に係らない科目について18単位までを卒業要件単位数に含めることができる。

(卒業)

第31条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第31条の2 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第32条 本学において取得することができる免許・資格等の種類は次のとおりとする。

学 科	免許・資格等の種類
子ども福祉未来学科	幼稚園教諭二種免許状 保育士資格 社会福祉主任用資格 レクリエーション・インストラクター ピアヘルパー(准子育て支援教育カウンセラー) 幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格1級または2級 認定ベビーシッター 情報処理士
	介護福祉士 社会福祉主任用資格 ビジネス実務士 プレゼンテーション実務士 レクリエーション・インストラクター ピアヘルパー(准子育て支援教育カウンセラー) 介護職員初任者研修課程修了書 情報処理士

第1又は第2から別に定める授業科目及び所定の単位を取得しなければならない。

第7章 学生納付金

(入学検定料等の金額)

第33条 本学の入学検定料、学生納付金は別表第4のとおりとする。

2 前項に定めるものについては原則として返付しない。

(学生納付金の納入期)

第34条 学生納付金は次の2期に分けて納入しなければならない。分納の金額は別表第4のとおりとする。ただし、特別の事情があると認められた者は、延納を認めことがある。

前 期 納期4月中
後 期 納期9月中

(退学及び停学の場合の学生納付金)

第35条 学期の中途で退学し又は除籍された者の当該期分の学生納付金は徴収する。

2 停学期間中の学生納付金は徴収する。

(休学の場合の学生納付金)

第35条の2 休学を許可され又は命ぜられた者については休学した翌月から復学した月の前月までの学生納付金は徴収しない。

2 前項に必要な事項は別に定める。

(復学の場合の学生納付金)

第35条の3 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの学生納付金を復学した月に納入しなければならない。

(学生納付金以外のもの)

第36条 本学則に定めるもの以外で学生が納入するものについては別に定める。

第8章 教職員組織

(職員組織)

第37条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

第9章 教授会

(教授会)

第38条 本学に教授会を置く。教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 教育研究に関する重要な事項で、学長が必要と認めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の構成)

第39条 教授会は、学長、教授、准教授、講師、助教をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、その他の職員を加えることができる。

(その他)

第40条 本章に定めるもののほか、教授会に関して、必要な事項は別に定める。

第10章 科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生、研究生、委託生

(科目等履修生)

第41条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第22条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第42条 本学において他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）との協議により、当該他の短期大学等の学生に特別聴講学生として本学の授業科目を履修させことがある。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第43条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関して必要な事項は別に定める。

(研 究 生)

第44条 教授の指導を受けて、特定の専門科目を研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

(委 託 生)

第45条 官庁または公共団体から特定の授業科目について修学することを委託された者があるときは、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生に関して必要な事項は別に定める。

第11章 賞 罰

(表 彰)

第46条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(罰 則)

第47条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の1に該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒の手続きについては「学生の懲戒に関する規程」に定める。

第12章 専 攻 科

(専 攻 科)

第48条 本学に専攻科を置く。

2 専攻科の名称及び学生定員は、次のとおりとする。

名 称 入学定員

専攻科保育専攻 15人

3 専攻科の修業年限は1年とし、在学することのできる年限は2年とする。

(専攻科の入学資格)

第49条 本学の専攻科に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) その他本学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(専攻科の教育課程)

第50条 本学の専攻科において開設する授業科目の種類、単位数等は別表第3のとおりとする。

(専攻科の修了等)

第51条 本学の専攻科を修了するためには、学生は1年以上在学し、別表第3に定めるところにより28単位以上を修得しなければならない。

(専攻科における資格の取得)

第51条の2 本学専攻科において取得することができる資格等の種類は次のとおりとする。

専 攻	資格等の種類
保育専攻	保育音楽療育士

2 前項に定める資格等を取得しようとする者は前条に定める修了要件満たし、別表第1又は第2から別に定める授業科目及び所定の単位を取得しなければならない。

(専攻科の入学検定料等の金額)

第52条 本学の専攻科の入学検定料、学生納付金は別表第4のとおりとする。

(そ の 他)

第53条 本学の専攻科に関し本章の定めるものほか必要な事項については別に定める。

第13章 付置施設及び付属機関

(図 書 館)

第54条 本学に付属図書館を設ける。

2 本学に設置する学科の種類、規模に応じて、教育研究上必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料等を、前項の図書館を中心に系統的に備え、学術情報の提供に努める。
3 図書館に関して必要な事項は別に定める。

(学 生 寮)

第55条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関して必要な事項は別に定める。

(付属音楽教育研究所)

第56条 音楽教育の向上とその実用化に寄与するため、本学に付属音楽教育研究所を置く。

2 付属音楽教育研究所に関して必要な事項は別に定める。

(付属幼稚園)

第57条 幼稚園教育の発展と実証的研究並びに学生の教育実習に寄与するため、本学に付属幼稚園を置く。

2 付属幼稚園に関して必要な事項は別に定める。

(明の星学園生涯学習センター)

第58条 本学に明の星学園生涯学習センターを置く。

2 明の星学園生涯学習センターに関して必要な事項は別に定める。

(国際交流センター)

第59条 本学に国際交流センターを置く。

2 国際交流センターに関して必要な事項は別に定める。

(付属教育カウンセリング研究所)

第60条 本学に付属教育カウンセリング研究所を置く。

2 付属教育カウンセリング研究所に関して必要な事項は別に定める。

(地域連携センター)

第61条 本学に地域連携センターを置く。

2 地域連携センターに関して必要な事項は別に定める。

付 則

この学則は、1963年（昭和38年）4月1日から施行する。

付 則

この学則は、1965年（昭和40年）4月1日から施行する。

付 則

この学則は、1971年（昭和46年）4月1日から施行する。

付 則

この学則は、1975年（昭和50年）4月1日から施行する。

付 則

この学則は、1976年（昭和51年）4月1日から施行する。

付 則

この学則は、1977年（昭和52年）4月1日から施行する。

付 則

この学則は、1978年（昭和53年）4月1日から施行する。

付 則

この学則は、1979年（昭和54年）4月1日から施行する。

付 則

この学則は、1980年（昭和55年）4月1日から施行する。

付 則

この学則は、1981年（昭和56年）4月1日から施行する。

付 則

この学則は、1982年（昭和57年）4月1日から施行する。

付 則

この学則は、1983年（昭和58年）4月1日から施行する。

付 則

この学則は、1984年（昭和59年）4月1日から施行する。

付 則

この学則は、1985年（昭和60年）4月1日から施行する。

付 則

この学則は、1986年（昭和61年）4月1日から施行する。

付 則

この学則は、1987年（昭和62年）4月1日から施行する。

付 則

この学則は、1988年（昭和63年）4月1日から施行する。

付 則

この学則は、1989年（平成元年）4月1日から施行する。

付 則

この学則は、1990年（平成2年）4月1日から施行する。

付 則

この学則は、1991年（平成3年）4月1日から施行する。

付 則

1 この学則は、1992年（平成4年）4月1日から施行する。

2 第2条に規定する学生定員は平成6年度までの間は、次のとおりとする。

学科	平成3年度		平成4年度～平成5年度		平成6年度	
	入学定員	総定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
英語学科	人 60	人 100	人 60	人 120	人 40	人 100

付 則

1 この学則は、1993年4月1日から施行する。

付 則

1 この学則は、1994年4月1日から施行する。

2 第2条に規定する学生定員は平成12年度(2000年度)までの間は、次のとおりとする。

学科	平成6年度(1994年度)～平成11年度(1999年度)		平成12年度(2000年度)	
	入学定員	総定員	入学定員	収容定員
英語学科	人 60	人 120	人 40	人 100

付 則

この学則は、1995年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、1996年4月1日から施行する。

ただし、1995年度以前に入学した者については従前のとおりとする。

付 則

この学則は、1997年4月1日から施行する。

ただし、1996年度以前に入学した者については従前のとおりとする。

付 則

この学則は、1998年4月1日から施行する。

ただし、1997年度以前に入学した者については従前のとおりとする。

付 則

この学則は、1999年4月1日から施行する。

ただし、1998年度以前に入学した者については従前のとおりとする。

付 則

この学則は、2000年4月1日から施行する。

ただし、1999年度以前に入学した者については従前のとおりとする。

付 則

1 この学則は2001年4月1日から施行する。

ただし、2000年度以前に入学した者については従前のとおりとする。

2 第2条の規定にかかわらず、英語学科については2001年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則

この学則は2002年4月1日から施行する。

ただし、2001年度以前に入学した者については従前のとおりとする。

付 則

この学則は2003年4月1日から施行する。

ただし、2002年度以前に入学した者については従前のとおりとする。

付 則

この学則は2004年4月1日から施行する。

ただし、2003年度以前に入学した者については従前のとおりとする。

付 則

この学則は2005年4月1日から施行する。

ただし、2004年度以前に入学した者については従前のとおりとする。

付 則

- 1 この学則は2006年4月1日から施行する。
ただし、2005年度以前に入学した者については従前のとおりとする。
- 2 次に掲げる条は2006年3月1日から施行する。
 - (1) 第31条及び第31条の2
 - (2) 第32条の「教育カウンセラー補」
 - (3) 別表第4 (4)

付 則

- 1 この学則は2007年4月1日から施行する。
ただし、2006年度以前に入学した者については従前のとおりとする。
- 2 第2条の規定にかかわらず、現代コミュニケーション学科、音楽科については2007年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則

- 1 この学則は2008年4月1日から施行する。
ただし、2007年度以前に入学した者については従前のとおりとする。
- 2 別表第1中の「児童の健全育成と福祉」は2007年度入学生（子ども学科）卒業要件に算入できるものとする。
- 3 2008年度において現代介護福祉学科の収容定員は第2条の規定にかかわらず次のとおりとする。
 介護福祉専攻 120人 音楽保健福祉専攻 40人 合計160人

付 則

- 1 この学則は2009年4月1日から施行する。
ただし、2008年度以前に入学した者については従前のとおりとする。

付 則

- 1 この学則は2010年4月1日から施行する。
ただし、2009年度以前に入学した者については従前のとおりとする。

付 則

- 1 この学則は2011年4月1日から施行する。
ただし、2010年度以前に入学した者については従前のとおりとする。

付 則

- 1 この学則は2013年4月1日から施行する。
ただし、2012年度以前に入学した者については従前のとおりとする。

付 則

- 1 この学則は2014年4月1日から施行する。
ただし、2013年度以前に入学した者については従前のとおりとする。
- 2 第2条の規定にかかわらず、現代介護福祉学科、子ども学科については2014年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則

- 1 この学則は2015年4月1日から施行する。
ただし、2014年度以前に入学した者については従前のとおりとする。
- 2 別表第1中の「リトミック演習I」「リトミック演習II」「医療的ケアI」「医療的ケアII」及び「合唱I」「合唱II」については、2014年度入学生卒業要件に算入できるものとする。

付 則

- 1 この学則は2016年4月1日から施行する。
ただし、2015年度以前に入学した者については従前のとおりとする。
- 2 別表第4中の学生納付金 介護福祉専攻の授業料については、2015年度入学生にも適用とする。

付 則

- 1 この学則は2017年4月1日から施行する。
ただし、2016年度以前に入学した者については従前のとおりとする。

付 則

- 1 この学則は2018年4月1日から施行する。
ただし、2017年度以前に入学した者については従前のとおりとする。

付 則

- 1 この学則は2019年4月1日から施行する。
ただし、2018年度以前に入学した者については従前のとおりとする。
- 2 国外の大学等に留学する場合の本学で履修する科目は、当該大学等との協議により別に定める。

付 則

- 1 この学則は2021年4月1日から施行する。
ただし、2020年度以前に入学した者については従前のとおりとする。

付 則

- 1 この学則は2022年4月1日から施行する。
ただし、2021年度以前に入学した者については従前のとおりとする。

付 則

- 1 この学則は2023年4月1日から施行する。
ただし、2022年度以前に入学した者については従前のとおりとする。

付 則

- 1 この学則は2025年4月1日から施行する。
ただし、2024年度以前に入学した者については従前のとおりとする。
- 2 別表第1中の「子ども英語指導実習」については、2024年度入学生卒業要件に算入できるものとする。

別表第1

(1)子ども福祉未来学科 保育専攻

◎または○は保育士養成上に関する科目

区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
共通基礎科目	キリスト教と世界観	2		○
	日本語コミュニケーション演習	2		○
	地域ボランティアワーク	2		
	フレッシュユマニゼミ	1		
	キヤリアサポートI	1		
	キヤリアサポートII	1		
	情報リテラシーI	2		○
	情報リテラシーII		2	○
	MOS検定I		1	
	MOS検定II		1	
	統計の基礎		2	
	心理学概論(カウンセリングを含む)		2	○
	英語I		1	○
	英語II		1	○
	中国語I		1	○
	中国語II		1	○
	法学概論(日本国憲法を含む)		2	○
専門科目	スポーツと健康(実技)		1	○
	スポーツと健康(講義)		1	○
	芸術		1	○
	保育原理	2		◎
	保育内容総論	1		◎
	社会福祉総論	2		◎
	発達心理学	2		◎
	子ども家庭支援の心理学	2		◎
	教育・学習心理学	2		◎
	教育職論	2		◎
	教育原理	2		◎
	教育制度論	1		
	教育の方方法と技術	2		
	子どもと表現	2		○
	保育実践演習	2		○
社会的養護I	教職実践演習(幼稚園)		2	
	子ども家庭支援論		2	○
	子ども家庭福祉		2	○
	子育て支援		1	○
	社会的養護I		2	○

区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
専門科目	社会的養護 II		1	◎
	教育課程論		2	◎
	海外研修		2	
	子どもの保健		2	◎
	子どもの健康と安全		1	◎
	子どもの食と栄養		2	◎
	幼児理解の理論と方法(カウンセリングを含む)		2	○
	保育内容健康の指導法		1	◎
	保育内容人間関係の指導法		1	◎
	保育内容環境の指導法		1	◎
	保育内容言葉の指導法		1	◎
	保育内容表現の指導法		1	◎
	子どもと健康 I		1	◎
	子どもと健康 II		1	○
	子どもと人間関係		1	◎
	子どもの遊びと生活		1	◎
	子どもと言葉		1	◎
	子どもと音楽表現 I		1	◎
	子どもと音楽表現 II		1	○
	子どもと音楽表現 III		1	
	子どもと音楽表現 IV		1	
	子どもと造形 I		1	◎
	子どもと造形 II		1	○
	乳児保育 I		2	◎
	乳児保育 II		1	◎
	特別な教育的ニーズの理解と支援		2	◎
	保育実習指導 I		2	◎
	保育実習 I A (保育所)		2	◎
	保育実習 I B (施設)		2	◎
	保育実習指導 II		1	○
	保育実習指導 III		1	○
	保育実習 II (保育所)		2	○
	保育実習 III (施設)		2	○
	幼稚園教育実習		5	
	児童館・放課後児童クラブの機能と運営		2	○
	児童館・放課後児童クラブの指導内容と指導法		2	○
	レクリエーション論		2	
	レクリエーション指導法		1	

区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
専門科目	レクリエーション実習		1	○
	子ども英語指導法		2	
	子ども英語指導実習		2	
	リトミック演習Ⅰ		1	
	リトミック演習Ⅱ		1	
	在宅保育		2	

◎ 厚生労働省告示別表第1による教科目に対応して開設している科目

○ 同 教養科目及び別表第2による教科目に対応して開設している科目

(2) 子ども福祉未来学科 コミュニティ福祉専攻

◎ 介護福祉士養成上の必修科目

区分	授業科目	単位数			備考
		必修	選択必修	選択	
共通基礎科目	キリスト教と世界観	2			◎
	日本語コミュニケーション演習	2			◎
	地域ボランティアワーク	2			◎
	フレッシュマッチングミ	1			◎
	キャリアサポートI	1			◎
	キャリアサポートII	1			◎
	情報リテラシーI	2			◎
	情報リテラシーII			2	
	MOS検定I			1	
	MOS検定II			1	
	統計の基礎			2	
	心理学概論（カウンセリングを含む）			2	◎
	英語I			1	
	英語II			1	
	中国語I			1	
	中国語II			1	
	法学概論（日本国憲法を含む）			2	◎
専門科目	スポーツと健康（実技）			1	
	スポーツと健康（講義）			1	
	芸術			1	
	人間の尊厳と自立		2		◎
	課題研究		2		◎
	介護の基本I		4		◎
	介護の基本IIa		2		◎
	介護過程I		4		◎
	介護過程II		4		◎
	ビジネス実務総論		2		◎
	ビジネス実務		2		◎
	プロジェクト演習		2		◎
	キャリア支援演習I		2		◎
	キャリア支援演習II		2		◎
	マネジメント概論			2	◎
	社会の理解I			2	◎
	社会の理解II			2	◎
	介護の基本IIb			4	◎
	介護の基本IIc			2	◎
	コミュニケーション技術I			1	◎
	コミュニケーション技術II			1	◎

選択必修14単位

区分	授業科目	単位数			備考
		必修	選択必修	選択	
専門科目	生活支援技術Ⅰa			2	(○)
	生活支援技術Ⅰb			2	(○)
	生活支援技術Ⅰc			2	(○)
	生活支援技術Ⅱa			2	(○)
	生活支援技術Ⅱb			2	(○)
	生活支援技術Ⅱc			2	(○)
	生活支援技術Ⅲ			1	(○)
	介護過程Ⅲ			2	(○)
	介護総合演習Ⅰ			1	(○)
	介護総合演習Ⅱ			1	(○)
	介護総合演習Ⅲ			1	(○)
	介護総合演習Ⅳ			1	(○)
	介護実習ⅠA			1	(○)
	介護実習ⅠB			1	(○)
	介護実習ⅡA			2	(○)
	介護実習ⅡB			2	(○)
	介護実習ⅡC			3	(○)
	発達と老化の理解Ⅰ			2	(○)
	発達と老化の理解Ⅱ			2	(○)
	認知症の理解Ⅰ			2	(○)
	認知症の理解Ⅱ			2	(○)
	障害の理解Ⅰ			2	(○)
	障害の理解Ⅱ			2	(○)
	こころとからだのしくみⅠ			2	(○)
	こころとからだのしくみⅡa			2	(○)
	こころとからだのしくみⅡb			2	(○)
	こころとからだのしくみⅡc			2	(○)
	医療的ケアⅠ			4	(○)
	医療的ケアⅡ			2	(○)
	介護福祉総論Ⅰ			2	
	介護福祉総論Ⅱ			2	
	ビジネスマナー			2	
	プレゼンテーション演習			2	
	インターンシップ			1	
	経営学概論			2	
	科学特講			2	

選択科目 34 単位

区分	授業科目	単位数			備考
		必修	選択必修	選択	
専門科目	S D G s 論			2	
	キャリア支援実践			2	
	公務員養成演習I			2	
	公務員養成演習II			2	
	公務員対策集中演習			2	
	簿記論			2	
	簿記演習			2	
	中級簿記			2	
	上級簿記			2	
	金融リテラシーI			2	
	金融リテラシーII			2	
	F P 養成演習			2	
	T O E I C I			2	
	T O E I C II			2	
	英語特講			2	
	ビジネス英語			2	
	発達心理学			2	
	福祉住環境コーディネーター概論			2	
	レクリエーション論			2	
	レクリエーション指導法			1	
	レクリエーション実習			1	
	障害者とスポーツ			2	
	名曲概論			2	
	音楽療法概論			2	
	音楽療法技法			2	
	伴奏法			1	
	音楽療法総合演習			1	
	医学と介護の基礎			2	
	生活支援技術I(講義)			2	
	生活支援技術II(演習)			1	
	社会文化研修			2	
	海外研修			2	

(3) 地域連携科目

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
あけのほし学		1	

(4) 留学生に関する科目

① 日本語科目

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
日本語 I		2	共通基礎科目に代えることができる
日本語 II		2	
翻訳		2	
通訳		2	
日本語研究 I		2	
日本語研究 II		2	
日本語学 I		2	
日本語学 II		2	

② 日本事情に関する科目

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
日本の文化と歴史		2	共通基礎科目に代えることができる
日本の政治と経済		2	
日本の自然		2	

別表第2

区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
教育の基礎的に関する科目等 幼稚園教諭一種免許状	教育原理	2		
	教育職論	2		
	教育制度論	1		
	教育・学習心理学	2		
	特別な教育的ニーズの理解と支援	2		
	教育課程論	2		
	教育の方法と技術	2		
	幼児理解の理論と方法(カウンセリングを含む)	2		
	幼稚園教育実習	5		
	教職実践演習(幼稚園)	2		

別表第3

専攻科に関する科目

区分 学科	授業科目	単位数		修了要件 単位数
		必修	選択	
保育専攻	児童の発達と遊び	2		28 単位
	児童文化	2		
	幼児保育学演習	2		
	保育内容研究「創作」	2		
	専攻科修了研究	2		
	身体表現・即興演奏法		2	
	器楽活用法		2	
	幼児音楽特別研究		2	
	幼児言語指導法		2	
	幼児英語指導法		2	
	コンピュータ指導法		2	
	障害者福祉論		2	
	障害児の心理		2	
	小児神経学		2	
	保育音楽療育概論		2	
	保育音楽療育演習		2	
	保育音楽療育実習		3	
	専攻科保育実習Ⅰ(保育所)		4	
	専攻科保育実習Ⅱ(児童厚生施設)		2	
	専攻科教育実習(幼稚園)		4	
	専攻科福祉実習(福祉施設)		4	

別表第4

(1) 入学検定料

区分	金額
入学検定料	25,000

(2) 学生納付金

区分	金額
入学金	250,000

区分	学科名	全納額	前期分納額	後期分納額
授業料	子ども福祉未来学科	保育専攻	580,000	290,000
		コミュニティ福祉専攻	580,000	290,000
施設設備費	子ども福祉未来学科	保育専攻	200,000	100,000
		コミュニティ福祉専攻	250,000	125,000

(3) 専攻科の入学検定料等の金額

区分	金額	備考
入学検定料	25,000	
入学金	170,000	本学出身者は、納入の必要がない。
授業料	530,000	
施設設備費	160,000	

(4) 在学期間2年を超えた場合の学生納付金

1単位につき10,000円とし、施設設備については徴収しない。